

乳幼児用移動防止さくの認定基準及び基準確認方法（公開用）

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用移動防止さくの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、生後 24 か月以内の乳幼児が室内、廊下、階段等への移動を防止することを目的とした、一般家庭の家屋に取り付けて使用する乳幼児用移動防止さく（以下「さく」という。）について適用する。

3. 安全性品質

さくの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	
1. 外 観 及 び構造	1. さくの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、とがり、角部等がないこと。 (2) 組み立て及び取付けは容易かつ確実にでき、各部には、使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (3) さくのロック機構又は開放システムは、乳幼児によって、容易に操作できない構造であること。 (4) 階段で使用できるものにあつては、木ねじ等で柱等に固定できる部材（以下「固定用カップ」という。）を有していること。 ただし、直接柱等に木ねじ等で取り付けるものにあつてはこの限りではない。 なお、固定用カップと調節ネジ部は、柱等に取り付けた時に、容易にずれないこと。	

項 目	認 定 基 準	
2. 寸法	(5) 階段で利用できるもので、扉で開閉する構造のものにあっては、階段側に扉が開かない機構を有していること。 (6) さくの上端部から側面にかけて、ひも等が引っ掛からない形状であること。又、さん木が交差しているものは、首等が挟まらない形状であること。 2. さくの寸法は、次のとおりとする。 (1) 乳幼児の手足の届く範囲に、○以上○未満の傷害を与えるおそれのあるすき間がないこと。ただし、深さ○未満のすき間はこの限りではない。 なお、すき間には、さくを取り付けたとき柱等との間に形成されるすき間及びさくの下端と床面とのすき間も含む。ただし、柱等に取り付けるネジ等の調節部はすき間から除く。 (2) さん木等の間隔及びさくと柱等の間隔は、○未満であること。 (3) さくの全幅にかけて、○の高さまでの範囲に、足をかけてのぼることができる構造物がないこと。 (4) ネット等を有するものにあっては、先端を丸めた直径 6mm の丸棒を○の力でネットの面に垂直に押しつけたとき、丸棒が通らないこと。	

項 目	認 定 基 準	
3. 強 度	3. さくの強度は、次のとおりとする。 (1) さくの水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (2) さん木 1 本の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (3) さくの垂直下方強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	
4. 耐衝撃	4. さくの耐衝撃試験を行ったとき、破損、変形等の異状がなく、柱等から外れるようなずれを生じないこと。	
5. 耐久性	5. さくの耐久性は、次のとおりとする。 (1) さくのロック機構又は開放システムは、ロック機構等の耐久性試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がなく、機能を維持していること。 (2) さくの耐久性試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	認 定 基 準	
6. 材料	6. さくの材料は、次のとおりとする。 (1) 木材を使用しているものにあつては、木材の含水率は〇以下であること。 (2) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (3) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (4) 布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。	
7. 付属品	7. さくの付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品があるものは、使用上の安全性を損なわないこと。 (2) 付属品の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	

4. 表示及び取扱説明書

さくの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請事業者名又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 取付けの最大及び最小幅 (4) 使用年齢は〇月までである旨。保護者の監督下で使用する旨。 (5) 階段に取り付けられない旨。 (階段で使用できるものは除く。) (6) さくの開閉に際して、手指をはさむ恐れがあるので十分に注意する旨。	

項 目	認 定 基 準	
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に記載し、(4)は安全警告標識△！等を併記してより認知しやすいものとする。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。 (2) 取付け方法及び注意。組立式のものは、組立方法及び注意。 (3) 取付け上の注意。 (a) 取付け幅は○cm から○cm とする旨。また、柱等の取付けすき間は○mm 以下になるよう取付ける旨。 (b) 必ず正しい取付け方法によって取り付ける旨。丈夫な柱等に取り付ける旨。 (c) 窓の開口部に取付けない旨。 (d) ストープ等の近く又は雨ざらしになるようなところには取り付けない旨。 (e) 階段に取り付けるときには、木ネジ等で固定する旨。また階段の最上段に取り付ける旨。 (階段で利用できるものに限る。) (4) 使用上の注意 (a) 出生後○月以内の乳幼児に使用する旨。○月以内でもさくを乗り越える場合には使用を中止する旨。	

項 目	認 定 基 準	
	(b) ロック機構は完全に掛けて使用する旨。 (c) 定期的に取り付けに緩みやずれがないかを確認する旨。また、壊れた状態で使用しない旨。 (d) 保護者は、さくを取り付けても乳幼児の動作状況を十分注意する旨。 (e) さくの開閉に際して、手指等をさむ恐れがあるので十分に注意する旨。 (f) さくの付近には台になるようなものを置かない旨。 (g) 〇月を超える幼児と一緒に使用しない旨。 (5) S Gマーク制度は、さくの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに電話番号。	